

### 3. with コロナ時代における地域福祉

#### ① with コロナ時代を迎えて

新型コロナウイルス（COVID-19）の世界における感染者数は、2020（令和2）年12月末現在で8,200万人以上、死亡者数は180万人を超え、日本においても感染者数は23万人以上、死亡者数も3,000人以上となっており、全世界において猛威を振るっています。

これによりもたらされる影響は、直接的な病気のことはもちろん、時短営業や外出等の自粛によって、観光や飲食業等のさまざまな業種が経済的な影響を受け、それは雇用や労働条件の悪化にそのままつながり、明日の生活すらままならない人が多数生まれる事態となりました。

伊賀市でも伊賀市社会福祉協議会がコロナ禍における緊急アンケートを実施し、市民の暮らしがどのように変化したのかを調べた結果 27%の人が収入減等により生活が苦しくなったという回答がありました。他市に比べ外国人住民が多く、非正規雇用で収入の不安定な方を中心に支援を求める方が多く、生活福祉資金の貸付件数が急増するなど、その事が如実に現れました。

わたしたちは現在、3密を避けることやマスクの着用、手指消毒等の徹底をはじめとした「新しい生活様式」を実践しています。どれもこれもこれまででは考えられなかったことで、コロナ禍はわたしたちの生活を大きく変えてしまいました。まさに「今まで当たり前だったこと」が「当たり前でなくなる」という象徴的な出来事となりました。

福祉とは市民ひとりひとりの「暮らし」に直結するものです。つまり、地域福祉を推進するためには、with コロナという概念を抜きにしては語ることはできないと考えますし、これからの5年間を考えていく本計画においてもその取り組みの推進には新しい生活様式に沿って行っていく必要があります。

地域共生社会の実現によりもたらされるセーフティネットの強化は、平時だけでなくこのような非常時にこそ役立つものであると言えます。お互いが支え合いやつながりを強化して支え合うことで、困難な時代を乗り越えていきたいと考えています。

---

#### ※伊賀市社会福祉協議会によるアンケート

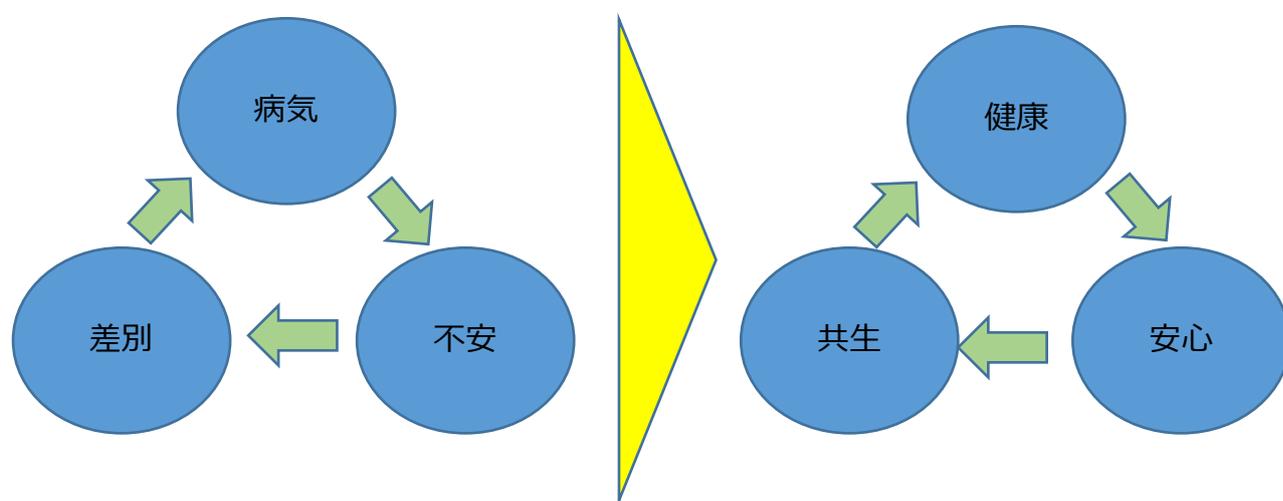
伊賀市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による生活への影響を把握し、対策につなげるために、2020（令和2）年6月から7月にかけて、老人クラブ、障がい者連盟、子育てサークル等を対象にアンケートを行いました。

## ② with コロナでの支え合いと新たなスパイラルの確立に向けて

コロナ禍においては、地域における活動についても、今までのように住民が集うことが出来なくなりました。しかし、こんな時代だからこそ求められる新たな活動をしようという思いが地域で芽生え、サロンスタッフが安否確認を兼ねて利用者の家を訪問する逆サロンの活動や、オンラインによるサロン開催など少しずつ活動が再開されています。これからも地域で創意工夫し、活動していただけるような支援に取り組みます。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）の怖さは、「病気」「不安」「差別」の3つの顔がつながり、生活に影響を及ぼすとされています。（日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より）

つまり、「病気」が「不安」を呼び、不安が「差別」を生み、差別がさらなる病気の拡散につながっていくということです。この負のスパイラルを、全国社会福祉協議会が進める「健康」「安心」「共生」というプラスのスパイラルに変えるべく、伊賀市でも福祉教育の取り組みを推進します。



日本赤十字社  
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！  
～負のスパイラルを断ち切るために～」 より

全国社会福祉協議会  
「あなたのまちでやさしさを  
ひろげるために」 より

### ③ ピンチをチャンスに変えて

コロナ禍により多くの事業者が打撃を受ける中で、これを一つのビジネスチャンスと考える取り組み、例えばデリバリーサービスの拡充であるとか、オンラインやリモートを活用したツールの開発、個人でも副業等のサイドビジネスなどさまざまな事例が報じられています。

これはビジネスの話だけではなく、地域福祉の推進においても同様であると考えます。困難な状況が訪れたからこそ見えてくる課題もあります。重要なのはそのことを見過ごすのではなく、しっかりとキャッチして取り組みにつなげていくことではないかと考えます。大切なのはピンチの状況をいかにチャンスに変えることができる発想を持つことができるかで、伊賀市では今後も各地域と連携を図りながら、何ができるか、何をしないといけないのかを考え、プラットフォームの形成に向けた地域づくりにつなげていきます。



## 第7章

# 地域福祉の推進と

# 進行管理及び評価

本計画を推進していく推進体制や地域課題を解決していくためのしくみ、そして進行管理を行うサイクル及び評価の方法についてお示しします。

**1. 地域福祉の推進体制 . . . . 107**

**2. 計画の進行管理と評価 . . . . 109**

## 1. 地域福祉の推進体制

### ① さまざまな声を拾い上げ、地域福祉の推進につなげていきます

地域課題は、個別支援と地域支援の両面から拾い上げています。

伊賀市では 13 人の地域福祉コーディネーターが地域支援活動によりさまざまな地域の声を拾い上げるとともに、個別支援についても課題解決を通じて地域課題かどうかの検討を行っています。

そして、集められたさまざまな地域課題については、各々の支援で行われる会議において整理・把握・共有を行います。

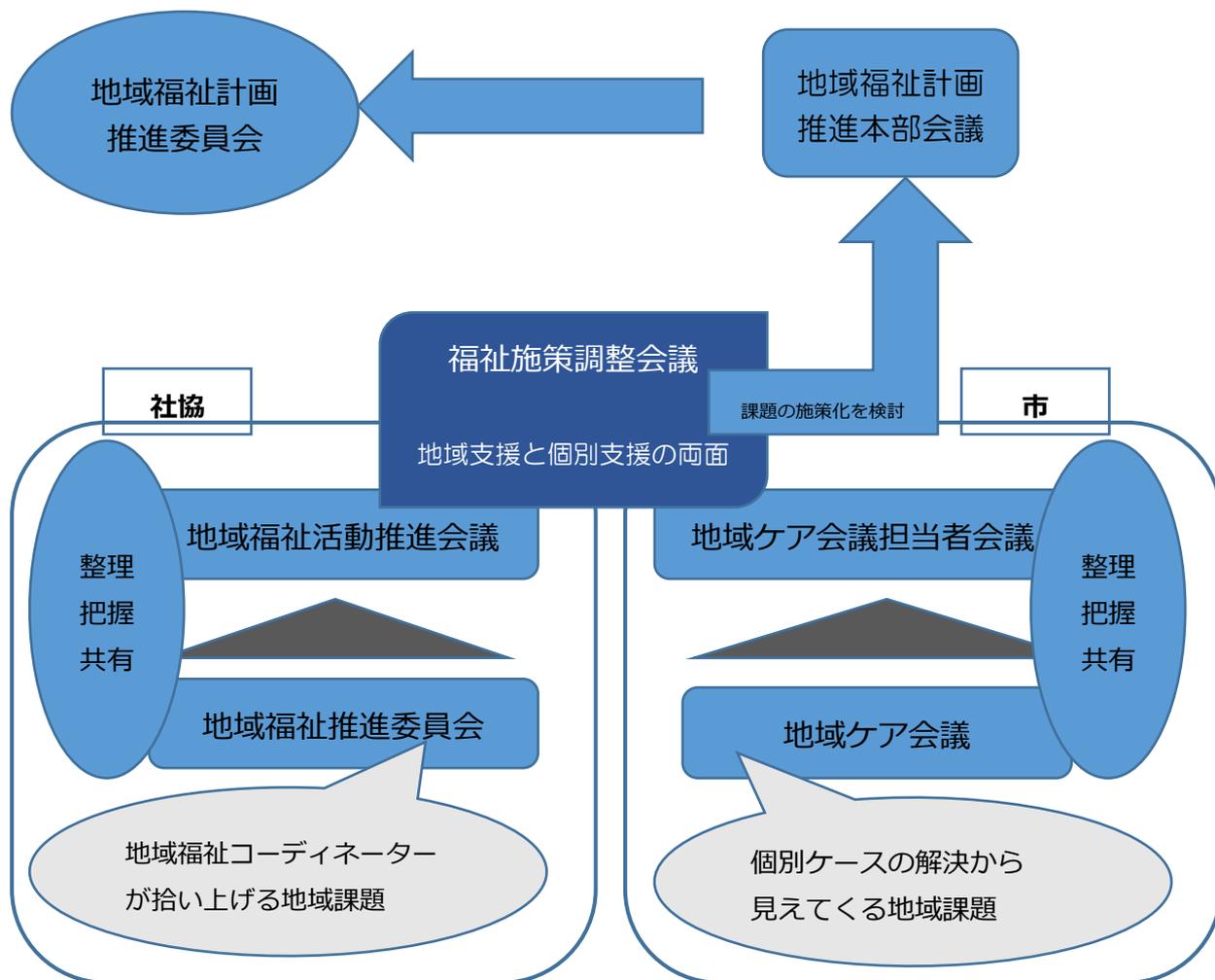
その後福祉施策調整会議等を経て地域課題解決に向け施策化を検討し、地域福祉の推進につなげていきます。

### ② 地域課題を解決するために、しくみを強化します

市や地域福祉コーディネーターにおいて把握及び整理した地域課題について、解決に向けて施策化を検討するしくみを第 3 次計画において構築し、一定の成果は見られましたが、地域課題については問題が複雑化・複合化していることにより、解決にいたっていないものがあることも事実です。

今後は、重層的な支援体制を整備し、分野を問わずに包括的な支援に取り組む体制を整えるとともに、地域課題の解決を円滑に行うしくみについても強化していきます。

# ☆地域福祉の推進体制



## 2. 計画の進行管理と評価

### ① 新たなサイクルにより、進行管理を行います

進行管理については、定期的に庁内組織である地域福祉計画推進本部会議や審議会機能を持つ地域福祉計画推進委員会において、進捗状況や方向性を確認していき、改善の必要性があるのか等を検討する体制を整えます。

大切なことは計画を作ることだけではなく実行していくことです。そのために「Cから始める PDCA サイクル」をモットーに進行管理を行い、計画に基づいた取り組みを滞りなく行っていきます。

### ② 2つの評価指標に、地域の力の強化を測る指標を取り入れます

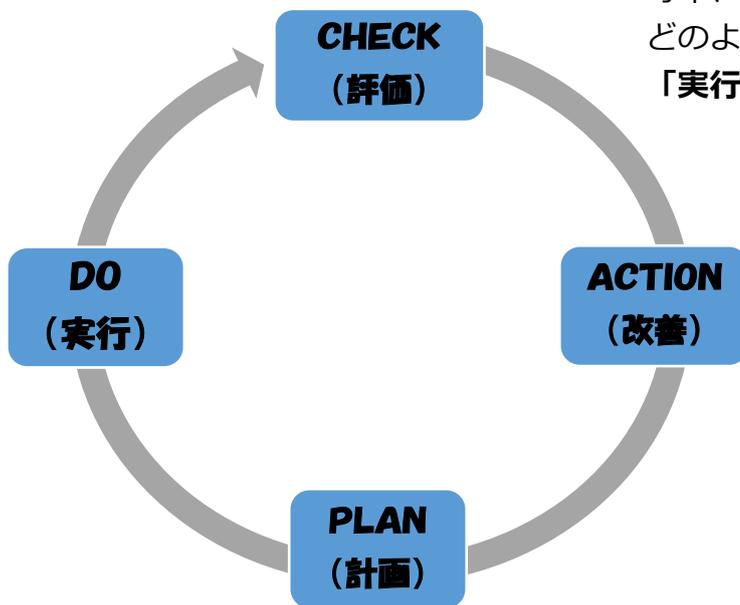
これまでと同様に、分析のための指標と成果を確認するための指標により、進行状況や達成度についての評価を行いながら、計画についての進行管理を行います。

「人口動態」や「健康寿命」を分析することで、現状がどうなっているのかという理解がすすみます。

「地域予防対応力」では、自助や互助の取り組みがどれだけ進んでいるのか、また「生活満足度」では、市民が暮らしについてどれだけ満足できているのかがそれぞれ分かります。

本計画からはそれら4つの指標に加え、地域共生社会の実現のために必要になる地域の力がどれだけ強化されているのかを測るために、「地域福祉資源力」という指標を設けました。これから計画を推進していく中で、取り組みの成果がどこまで現れているのかを中間年である2023（令和5）年にお示しします。

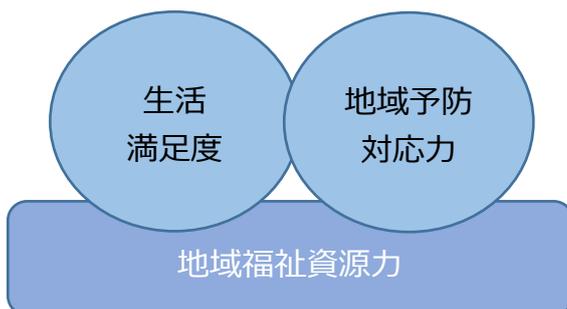
「C」から始まるPDCAサイクル



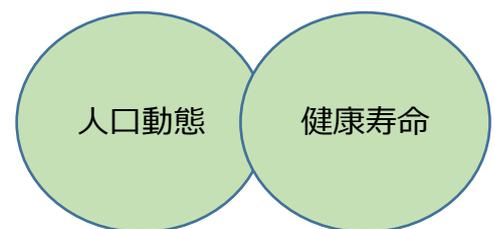
毎年、どこまでできたかを「確認」し、どのように「改善」するか「計画」して「実行」にうつします

新たな計画評価の考え方

成果を確認する指標



分析のための指標



## むすびにかえて

本計画は、重点施策として「4つの支えと4つの安心」そして「6つの充実」を掲げて取り組むことを示しました。

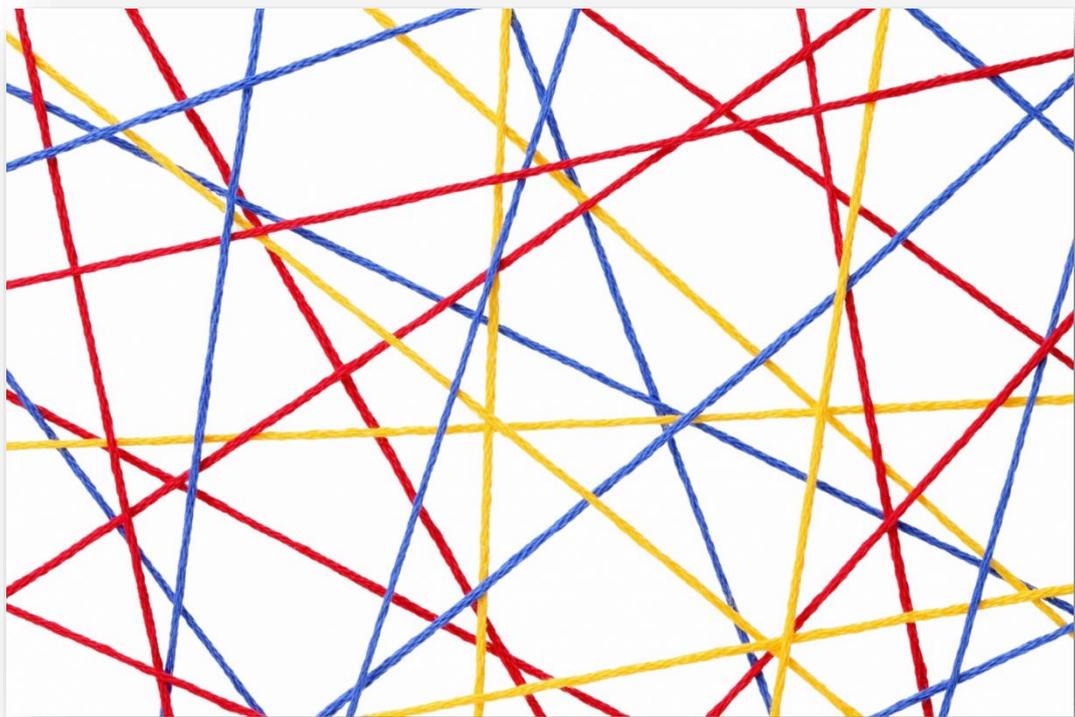
このうち「4つの支えと4つの安心」は、高齢・障がい・子育て・生活困窮という一体的に取り組む分野に加え、住まい・健康づくり・地域医療にくらしという市民の生活に必要なそれぞれの取り組みや支援をまとめた「**縦の糸**」として考えました。

「6つの充実」は、持続可能な地域づくりのために必要なしくみや市全体で連携して取り組んでいく体制、そして地域課題を解決し、理念を達成するために分野を超えて横断しながら充実させていくべき「**横の糸**」として考えました。

伊賀市ではこれから、この縦の糸と横の糸を組み合わせることで、誰ひとりとして取り残さないためのセーフティネットを強化し、支え合いやつながりを大切にした地域づくりを行います。そのために必要になるのは、市民ひとりひとりによる主体的な取り組みです。

**「主役になるのはすべての伊賀市民」**です。

伊賀市では、これからの5年間「ひとりひとりが支え合いつながりあいながら、いきいきと暮らせるまちづくり」という理念を達成し、すべての市民が幸せにくらしていくための「**伊賀市流地域共生社会**」の実現をめざします。



# ◎ 資 料 編

**1**

**計画策定方針**

**2**

**計画策定経過**

**3**

**計画策定に係る動画への意見**

**4**

**伊賀市地域福祉計画推進委員会委員名簿**

**5**

**関係条例・要綱**

## 1 第4次伊賀市地域福祉計画策定の目的

少子高齢化による人口の減少は、生産年齢人口の減少を招き、社会や地域において様々な担い手の不足を引き起こすこととなります。それが顕著に表れるのは都市部ではなく地方であり、伊賀市においても平成16年11月の合併時103,303人であった人口が毎年約1,000人近く減少し、現在では91,277人（令和元年11月末現在）となっており、国勢調査によると生産年齢人口は、平成17年の62,119人から平成27年の51,131人と10年間で1万人以上減少しております。また、平成30年10月現在、高齢化率（伊賀市32.0% 全国平均28.1%）、後期高齢化率（伊賀市17.1% 全国平均14.2%）ともに全国平均を大きく上回っています。

そのような状況のなか、本市では、すべての市民が安心して生活できるまちづくりと団塊の世代が75歳以上となる2025年問題に対応するため、地域福祉と地域包括ケアシステムの構築の取り組みを一体的にまとめた、第3次伊賀市地域福祉計画を2016（平成28）年度から推進しています。

しかしながら、昨今の社会情勢の中で人々が安心して暮らしていくうえで生じる課題は、様々な分野が絡みあって「複雑化」及び「複合化」してきています。さらに、地域における「支え合いの基盤」や、人と人の「つながり」の意識が希薄になってきていることから、これまでの社会システムの継続が困難になりつつあり、持続可能な社会への転換が求められています。

このようなことから、伊賀市では今後も第3次伊賀市地域福祉計画で掲げた理念である「すべての市民が住みなれた地域で安心して人生の最期まで暮らせるまちづくり」をさらに進めていくために、地域住民等が支え合い、人権を尊重し、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画を策定します。

## 2 策定方針

第3次伊賀市地域福祉計画において取り組んだ、地域力の強化・専門機関の強化・地域と専門機関をつなぐパイプ機能の強化を軸とした、全世代型の地域包括ケアシステムをより深化・進化させることに加え、地域住民や地域の多様な主体の助け合いを推進することや、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築することなどを分かりやすくまとめた計画づくりに努めます。

あわせて、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントや、計画骨子の検討段階でのタウンミーティングを実施し、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に地域福祉の推進の取り組みを進めていく計画とします。

## 3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条において「市町村が策定するよう努めるもの」と規定されている地域福祉計画であり、伊賀市総合計画における市の将来像を掲げた基本構想をはじめ根幹的な施策を示す再生計画や各分野別の計画とも連携します。また、子ども、障がい、高齢・介護等の計画を横断及び包括する計画となります。

## 4 計画に盛り込むべき事項

本計画は、地域福祉の推進に関する事項として、市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（別紙1）に掲げる事項を盛り込んで策定することとします。

## 5 計画期間

第4次伊賀市地域福祉計画は、2021(令和3)年度～2025(令和7)年度の5カ年計画とします。

## 6 策定スケジュール

第4次伊賀市地域福祉計画は、2020(令和2)年度中に策定するものとし、別紙2（第4次伊賀市地域福祉計画策定スケジュール）に基づきすすめます。

## 7 策定の体制

### (1) 審議機関

地域団体等の代表者、保健、医療、福祉関係の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市地域福祉計画推進委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとします。

### (2) 市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、パブリックコメントの実施やタウンミーティング等による市民との意見交換の場を設けます。

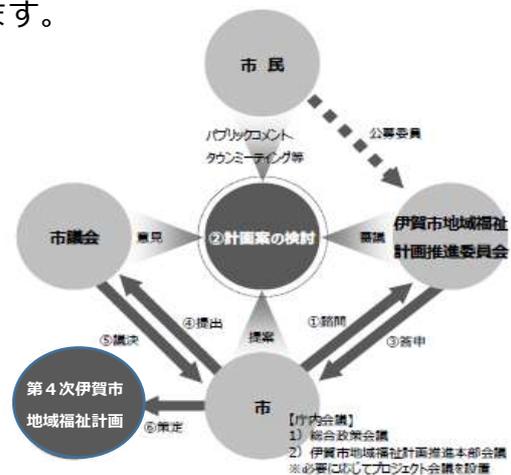
### (3) 庁内体制

市関係課で構成する「伊賀市地域福祉計画推進本部会議」において、第4次伊賀市地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、伊賀市地域福祉計画推進委員会に提出します。

また、庁内の専門職等による検討が必要な場合は、伊賀市地域福祉計画推進本部会議にプロジェクトチームを設けることとします。

なお、伊賀市地域福祉計画推進委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、第4次伊賀市地域福祉計画案とします。

### 第4次伊賀市地域福祉計画 策定体制に係るイメージ図



開催日等	取り組み事項
<b>2020（令和2）年</b>	
4月13日	・第4次伊賀市地域福祉計画策定について【諮問】
5月28日～6月2日	・第1回地域福祉計画推進委員会開催 (新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議)
8月17日	・第1回地域福祉計画推進本部会議開催 (新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議)
8月24日	・第2回地域福祉計画推進委員会開催(骨子案審議)
9月～10月上旬	・市民からの意見聴取のため、タウンミーティングにか わる新たな手段である動画を作成
10月19日～31日	・動画視聴&意見聴取会の開催 (市内7会場で実施)
12月11日	・第2回地域福祉計画推進本部会議開催 (新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議)
<b>2021（令和3）年</b>	
1月6日	・第3回地域福祉計画推進委員会開催(中間案審議)
2月4日	・市総合政策会議(庁内会議)へ説明
3月10日	・市議会への中間案報告(市議会議員全員協議会)
3月15日～4月16日	・パブリックコメント募集
4月20日	・第1回地域福祉計画推進本部会議開催 (新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議)
4月28日	・第1回地域福祉計画推進委員会開催(最終案審議)
5月6日	・市総合政策会議(庁内会議)へ説明
5月10日	・第4次伊賀市地域福祉計画最終案答申
6月28日	・議会での議決  ・計画策定



**◎ 説明動画作成から意見聴取会開催へ至る経緯**

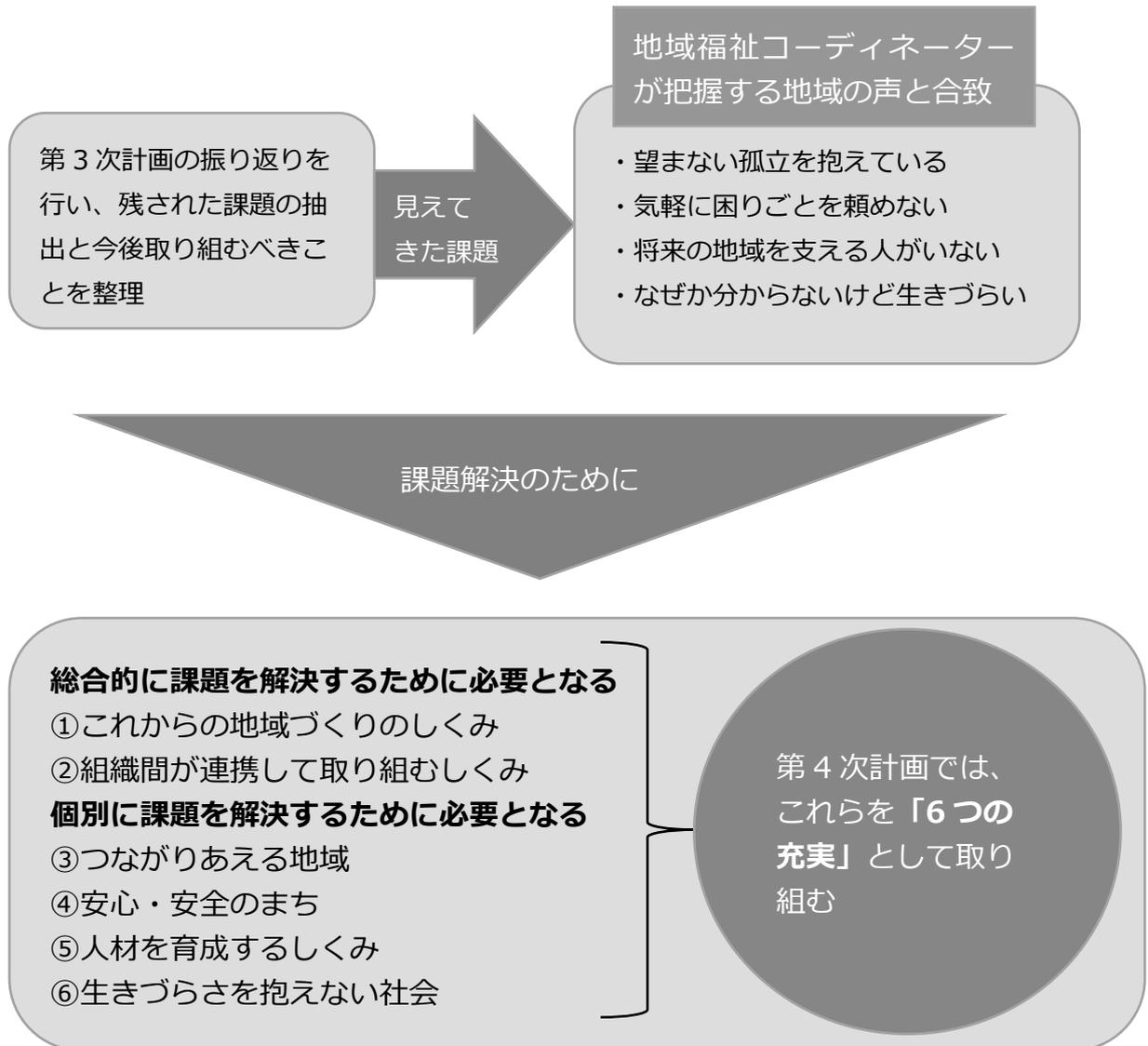
・計画策定において、あらかじめ課題とそれに対するインパクトゴール（達成すべき目標）を設定し、そこに至るプロセスについて、ワールドカフェ形式により意見をいただくという方法で、市内 7 会場においてタウンミーティングを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し、感染防止対策として、多くの人が集まり意見を交わし合うことが困難となり、やむなく開催を中止しました。

しかし、計画策定のためには「市民の皆さんの声」が必要であり、市と伊賀市社会福祉協議会が共同で「地域福祉計画策定に関する説明動画」を作成し、市の公式 YouTube「忍者市チャンネル」で見えていただくことにしました。

・動画作成作業を進めるうちに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が一旦落ち着きを見せ、市民が集うことが可能となったことから、より多くの人に動画を視聴してもらい意見をいただく方法として、感染対策を行ったうえで当初開催を予定していた市内 7 会場において「地域福祉計画策定に関する動画視聴&意見聴取会」を開催しました。

## 動画のテーマ設定について

◎説明動画のテーマについては以下のプロセスにより設定しました。



## 5年間で充実させていく6つの取り組みについて ～意見聴取会等で寄せられた市民の【声】から～

### 【地域福祉計画策定に関する説明動画】

☆動画本数：9本

☆再生回数：延べ1,350回（R3.3.31現在）

### 【地域福祉計画策定に関する動画視聴&意見聴取会】

☆開催日：2020（令和2）年10月19日～31日

☆開催場所：ハイトピア伊賀 他市内6会場

☆参加者数：97名

☆意見数：1,152件

### 【WEBフォーム】

☆回答者数：9名

☆意見数：73件

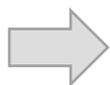
## 1. みんなでつくる地域福祉コミュニティ

いただいた意見

◎「1人1人がいきいきと暮らすために必要なこと」について

- ・地域における活動が充実し、積極的に参加すること
  - ・地域での支え合いが充実すること
  - ・全世代が参画できるしくみをつくること
  - ・生涯にわたる生きがい活動を行うこと
- など

解決に向けて取り組むこと



- ・住民が気軽に参加できる居場所づくり
- ・その地域にしかない独自の誇れるモノを見つける

## 2. 多機関の連携による福祉の「わ」づくり

いただいた意見

◎「福祉の「わ」の構築によりできること」について

- ・分かりやすい「わ」の構築
- ・災害時等における連携した取り組み
- ・地域を支援する体制の確立
- ・見守り支援体制の充実

など

解決に向けて取り組むこと



- ・市が中心となり、さまざまな機関との連携体制の構築
- ・市だけではできないことへの取り組み

### 3. つながりあえる地域づくり

いただいた意見

◎「孤立のない社会の実現のために必要なこと」について

- ・見守りや声かけ等が充実すること
- ・いろいろな人が集まり交流する場をつくること
- ・社会参加を促進するしくみをつくること
- ・支援していく体制を充実すること

など

解決に向けて取り組むこと



- ・孤独を抱えやすい人を支援する体制を充実させる
- ・孤立状態にならないため、普段の行動や意識を変化させる
- ・しくみや居場所をつくる

### 4. 安心と安全のまちづくり

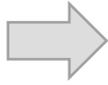
いただいた意見

◎「認知症を原因とした行方不明による死亡者をゼロにするために必要なこと」について

- ・見守りをはじめとした地域でのつながりをつくること
- ・GPS等のICTの活用を進めること
- ・介護負担にならない取り組みを推進すること
- ・認知症の人に対する正しい理解の啓発をすること

など

解決に向けて取り組むこと



- ・認知症になるリスクを少なくするためつながりづくりを行う
- ・ICTの活用とともに、非常時の体制をつくる
- ・認知症を理解する啓発や見守り支援を強化する。

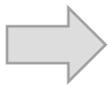
## 5. これからの人材を育成するしくみづくり

いただいた意見

◎「(将来にわたる) 地域行事・地域活動等の実現に必要なこと」

- ・子どもたちに体験する機会を持ってもらうこと
  - ・地域で住民が参加しやすい環境を整えること
  - ・地域行事や活動に関心を持ってもらうこと
  - ・若い人に参加してもらえるようにすること
- など

解決に向けて取り組むこと



- ・小さい頃から参加できるプログラムにより地域への愛着を育む
- ・行事や活動に参加しやすいしくみづくりに努める
- ・若い人に運営に関心を持ってもらい、後継者の育成につなげる

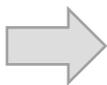
## 6. 生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり

いただいた意見

◎「LGBT、外国人、障がい者等のマイノリティで生きづらさを抱えている市民の減少に必要なこと」

- ・マイノリティの人たちについて正しく理解すること
  - ・理解するために周知や啓発を行うこと
  - ・コミュニケーションが取れる社会づくりをすること
  - ・交流する場や意見交換の場をつくること
- など

解決に向けて取り組むこと



- ・理解するだけでなく理解してもらうことにも努める
- ・お互いがコミュニケーションを図ることが出来るようにする
- ・そのための交流の場やしきみをつくる



## 伊賀市地域福祉計画推進委員会委員名簿

2020（令和2）年4月13日現在（計画策定諮問日）

委嘱区分 (伊賀市地域福祉計画推進委員会条例第3条)		名 前 (五十音順)	備 考
1号委員	学識経験者	板井 正斉	委員長
2号委員	市民関係団体の代表者	中嶋 孝	
		服部 達秋	
		福澤 正志	
		藤田 幸一	
		宮谷 則夫	
3号委員	福祉関係者	小竹 紀忠	
		松井 謙二	副委員長
		米田 美紀子	
4号委員	保健・医療関係者	井端 由加	
		清水 雄三	
		藤岡 敏明	
		松田 美穂	
5号委員	市民から公募したもの	加藤 幸生	
		高橋 春光	
6号委員	その他市長が必要と認めるもの	谷本 景	
		結城 正明	



## ○伊賀市地域福祉計画推進委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する伊賀市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づき地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、伊賀市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定後、その進行管理及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 市民から公募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、5年とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門事項について調査検討するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、検討した結果を委員長に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を尊重するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部医療福祉政策課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## ○伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 伊賀市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進に際し庁内等の連携を図るため、伊賀市地域福祉計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) その他計画に係る事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は健康福祉部長をもって充て、副本部長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括し、副本部長は本部長を補佐するとともに本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (プロジェクトチーム)

第5条 本部が所掌する事務について調査研究及び支援をするため、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、本部長が指名する。
- 3 プロジェクトチームにリーダーを置き、本部長がこれを指名する。
- 4 プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 リーダーは、会議の結果を本部に報告しなければならない。

### (協力要請)

第6条 本部長は、本部の職務遂行上必要があるときは、関係機関又は地域福祉アドバイザーに対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

### (庶務)

第7条 本部及びプロジェクトチームに関する庶務は、健康福祉部医療福祉政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

